

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号ホ（3）、第八十七条第三号ニ及び第二百三十四条の十二第二号ロにおいて同じ。）に係る権利</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第五十二条の十三の十二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号へ（3）、第八十七条第三号ニ及び第二百三十四条の十二第二号ロにおいて同じ。）に係る権利</p>

〔ハクト 略〕

三 〔略〕

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 〔略〕

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。))をいう。第五十九条の二第一項第五号ホ(7)において同じ。及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

〔2・3 略〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一〇四 略〕

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に

〔ハクト 同上〕

三 〔同上〕

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。))をいう。第五十九条の二第一項第五号ヘ(7)において同じ。及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

〔2・3 同上〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 〔同上〕

掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限り。）

イ 「略」

ロ 保険会社の有する債権（その価額が別紙様式第七号又は第十二号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する保険会社がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第一項第三号ロ、第二百十条の十の二第一項第四号ロ及び第二百十一条の八十二第一項第四号ロにおいて同じ。）、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記される有価証券の貸付けをいう。ハにおいて同じ。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。以下同じ。）

イ 「同上」

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻^{たん}先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(1)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

(3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

(4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)から(3)までに掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

(5) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。以下同じ。）

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

「号の細分を削る。」

(2) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三カ月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

「加える。」

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

二 債権（その価額が別紙様式第七号又は別紙様式第十二号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもので

あつて、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募によるものに限る。））、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記される有価証券の貸付けに限る。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

(2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）

(3) 要管理債権（三カ月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（1）及び（2）に掲げる債権を除く。）をいう。以下同じ。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（1）及び（2）に掲げる債権並びに三カ月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）

ニ 略

ホ 略

ヘ 略

ト 略

チ 略

リ 略

六 略

2 略

第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 略

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 略

ロ 保険会社及びその子会社等の有する債権（その価額が別紙様式第七号の三中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けをいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

(4) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

ホ 同上

ヘ 同上

ト 同上

チ 同上

リ 同上

レ 同上

六 同上

2 同上

第五十九条の三 同上

一・二 同上

三 同上

イ 同上

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

(2) 危険債権

(3) 三月以上延滞債権

(4) 貸付条件緩和債権

(5) 正常債権

〔ハクホ 略〕

四 〔略〕

2 〔略〕

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 保険持株会社及びその子会社等の有する債権（その価額が別紙様式第十五号中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けをいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

(1) 破綻^{たん}先債権に該当する貸付金

(2) 延滞債権に該当する貸付金

(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金

〔加える。〕

〔ハクホ 同上〕

四 〔同上〕

2 〔同上〕

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十条の十の二 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (2) 危険債権
 - (3) 三月以上延滞債権
 - (4) 貸付条件緩和債権
 - (5) 正常債権
- 〔ハクホ 略〕
- 五 〔略〕
- 〔2〕4 略〕

(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ 〔略〕
- ロ 少額短期保険持株会社及びその子会社等の有する債権（その価額が別紙様式第十六号の二十五中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けをいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

- (1) 破綻^{たん}先債権に該当する貸付金
 - (2) 延滞債権に該当する貸付金
 - (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金
 - (4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金
- 〔加える。〕
- 〔ハクホ 同上〕
- 五 〔同上〕
- 〔2〕4 同上〕

(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第二百十一条の八十二 〔同上〕

- 一 少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ 〔同上〕
- ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

-
- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (2) 危険債権
 - (3) 三月以上延滞債権
 - (4) 貸付条件緩和債権
 - (5) 正常債権
- 〔ハ〕ホ 略
- 五 〔略〕
- 〔2〕4 略

別表 (第五十九条の二第一項第五号ニ関係 (保険会社単体))

〔表略〕

別表 (第五十九条の二第一項第五号ニ関係 (外国保険会社等))

〔表略〕

別表 (第五十九条の二第一項第五号ニ関係 (免許特定法人))

〔表略〕

-
- (1) 破綻先債権に該当する貸付金
 - (2) 延滞債権に該当する貸付金
 - (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金
 - (4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金
- 〔加える。〕
- 〔ハ〕ホ 同上
- 五 〔同上〕
- 〔2〕4 同上

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (保険会社単体))

〔同上〕

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (外国保険会社等))

〔同上〕

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (免許特定法人))

〔同上〕

別紙様式第2号（第17条の10関係）（日本工業規格A4）

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は 期）決算公告
住 所
会社名
代表取締役 氏 名
貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

[表略]

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。

[(1)～(4) 略]

(5) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。

[(6)～(10) 略]

2 [略]

第2 [略]

別紙様式第2号の2（第17条の10関係）（日本工業規格A4）

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は 期）決算公告
住 所
会社名
代表取締役 氏 名
貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

[表略]

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。

[(1)～(4) 略]

(5) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それ

別紙様式第2号（第17条の10関係）（日本工業規格A4）

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は 期）決算公告
住 所
会社名
代表取締役 氏 名
貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

[(1)～(4) 同左]

(5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。

[(6)～(10) 同左]

2 [同左]

第2 [同左]

別紙様式第2号の2（第17条の10関係）（日本工業規格A4）

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は 期）決算公告
住 所
会社名
代表取締役 氏 名
貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

[(1)～(4) 同左]

(5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行

ぞれの定義は、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

〔(6)～(10) 略〕

2 〔略〕

第 2 〔略〕

別紙様式第 3 号 (第 29 条の 6 関係) (日本工業規格 A 4)

第 1 貸借対照表の要旨

年度 (又は 期) 決算公告
住 所
会社名
代表取締役 氏 名
貸借対照表 (年 月 日現在) の要旨

〔表略〕

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

〔(5)～(8) 略〕

2 〔略〕

第 2 〔略〕

別紙様式第 3 号の 2 (第 29 条の 6 関係) (日本工業規格 A 4)

第 1 貸借対照表の要旨

年度 (又は 期) 決算公告
住 所
会社名
代表取締役 氏 名
貸借対照表 (年 月 日現在) の要旨

〔表略〕

規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

〔(6)～(10) 同左〕

2 〔同左〕

第 2 〔同左〕

別紙様式第 3 号 (第 29 条の 6 関係) (日本工業規格 A 4)

第 1 貸借対照表の要旨

年度 (又は 期) 決算公告
住 所
会社名
代表取締役 氏 名
貸借対照表 (年 月 日現在) の要旨

〔同左〕

(記載上の注意)

1 〔同左〕

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

〔(5)～(8) 同左〕

2 〔同左〕

第 2 〔同左〕

別紙様式第 3 号の 2 (第 29 条の 6 関係) (日本工業規格 A 4)

第 1 貸借対照表の要旨

年度 (又は 期) 決算公告
住 所
会社名
代表取締役 氏 名
貸借対照表 (年 月 日現在) の要旨

〔同左〕

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

[(1)～(3) 略]

(4) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。

[(5)～(8) 略]

2 [略]

第2 [略]

別紙様式第6号(第59条関係)

(日本工業規格A4)

年度中〔 年 月 日から
年 月 日まで〕中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

印

年 月 日から 年 月 日までの業

務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

第1 [略]

第2

年度中(年 月 日現在) 中間貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(7) 略]

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。

[(5)～(8) 同左]

2 [同左]

第2 [同左]

別紙様式第6号(第59条関係)

(日本工業規格A4)

年度中〔 年 月 日から
年 月 日まで〕中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

印

年 月 日から 年 月 日までの業

務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2

年度中(年 月 日現在) 中間貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)～(7) 同左]

(8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件

延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号口による。

〔(9)～(25) 略〕

〔2～5 略〕

〔表略〕

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(7) 略〕

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号口による。

〔(9)～(22) 略〕

〔2～5 略〕

〔第 3～第 7 略〕

別紙様式第 6 号の 2 (第 59 条関係)

(日本工業規格 A 4)

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

印

年 月 日から

年 月 日までの業務及び財産

の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

第 1 [略]

第 2

年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号口による。

〔(9)～(25) 同左〕

〔2～5 同左〕

〔同左〕

(記載上の注意)

1 [同左]

〔(1)～(7) 同左〕

(8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号口による。

〔(9)～(22) 同左〕

〔2～5 同左〕

〔第 3～第 7 同左〕

別紙様式第 6 号の 2 (第 59 条関係)

(日本工業規格 A 4)

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

印

年 月 日から

年 月 日までの業務及び財産

の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

第 1 [同左]

第 2

年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(7) 略〕

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

〔(9)～(25) 略〕

〔2～5 略〕

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(7) 略〕

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

〔(9)～(22) 略〕

〔2～5 略〕

〔第3～第7 略〕

別紙様式第6号の3 (第59条関係)

(日本工業規格A4)

年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書
 (年 月 日まで)

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名 印

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

〔(1)～(7) 同左〕

(8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

〔(9)～(25) 同左〕

〔2～5 同左〕

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

〔(1)～(7) 同左〕

(8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

〔(9)～(22) 同左〕

〔2～5 同左〕

〔第3～第7 同左〕

別紙様式第6号の3 (第59条関係)

(日本工業規格A4)

年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書
 (年 月 日まで)

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの当
社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

第1 [略]

第2 中間連結財務諸表

1 [略]

2 中間連結貸借対照表

年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

[表略]

（記載上の注意）

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(5) 略〕

(6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、規則第59条の3第1項第3号ロ）による。

〔(7)～(20) 略〕

〔3～7 略〕

[表略]

（記載上の注意）

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(5) 略〕

(6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、規則第59条の3第1項第3号ロ）による。

〔(7)～(17) 略〕

年 月 日から 年 月 日までの当
社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2 中間連結財務諸表

1 [同左]

2 中間連結貸借対照表

年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

2 [同左]

〔(1)～(5) 同左〕

(6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

〔(7)～(20) 同左〕

〔3～7 同左〕

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

2 [同左]

〔(1)～(5) 同左〕

(6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

〔(7)～(17) 同左〕

[3～7 略]

[3～6 略]

第3 [略]

別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)

年度〔 年 月 日から
年 月 日まで〕業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名
代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業
務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

[第1～第3 略]

第4 年度(年 月 日現在)貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(7) 略]

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

[(9)～(32) 略]

[2～7 略]

[表略]

[3～7 同左]

[3～6 同左]

第3 [同左]

別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)

年度〔 年 月 日から
年 月 日まで〕業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名
代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業
務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

[第1～第3 同左]

第4 年度(年 月 日現在)貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)～(7) 同左]

(8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

[(9)～(32) 同左]

[2～7 同左]

[同左]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(7) 略]

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

[(9)～(27) 略]

[2～7 略]

[第5～第13 略]

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）（日本工業規格A4）

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

印

年 月 日から 年 月 日までの業

務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

[第1～第3 略]

第4

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)～(7) 同左]

(8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

[(9)～(27) 同左]

[2～7 同左]

[第5～第13 同左]

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）（日本工業規格A4）

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

印

年 月 日から 年 月 日までの業

務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

[第1～第3 同左]

第4

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)～(7) 略]

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

[(9)～(32) 略]

[2～7 略]

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(7) 略]

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

[(9)～(27) 略]

[2～7 略]

[第 5～第 13 略]

別紙様式第 7 号の 3 (第 25 条の 3 及び第 59 条関係) (日本工業規格 A 4)

年度 [年 月 日から] 連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの当

社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

第 1 [略]

[(1)～(7) 同左]

(8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

[(9)～(32) 同左]

[2～7 同左]

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)～(7) 同左]

(8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

[(9)～(27) 同左]

[2～7 同左]

[第 5～第 13 同左]

別紙様式第 7 号の 3 (第 25 条の 3 及び第 59 条関係) (日本工業規格 A 4)

年度 [年 月 日から] 連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの当

社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

第 1 [同左]

第2 連結財務諸表

1 [略]

2 連結貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

[表略]

（記載上の注意）

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(5) 略]

(6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、規則第59条の3第1項第3号ロ）による。

[(7)～(23) 略]

[3～8 略]

[表略]

（記載上の注意）

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記についてはその関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(5) 略]

(6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、規則第59条の3第1項第3号ロ）による。

[(7)～(21) 略]

[3～8 略]

[3～6 略]

第3 [略]

第2 連結財務諸表

1 [同左]

2 連結貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

2 [同左]

[(1)～(5) 同左]

(6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

[(7)～(23) 同左]

[3～8 同左]

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

2 [同左]

[(1)～(5) 同左]

(6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。

[(7)～(21) 同左]

[3～8 同左]

[3～6 同左]

第3 [同左]

別紙様式第11号（第143条関係）

（日本工業規格A4）

年度中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕日本における中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

印

年 月 日から 年 月 日までの日

本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

第1 [略]

第2 年度中（ 年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表
[表略]

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(7) 略〕

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロによる。

〔(9)～(22) 略〕

〔2～5 略〕

〔第3～第5 略〕

別紙様式第11号の2（第143条関係）

（日本工業規格A4）

年度中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕日本における中間業務報告書

別紙様式第11号（第143条関係）

（日本工業規格A4）

年度中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕日本における中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

印

年 月 日から 年 月 日までの日

本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2 年度中（ 年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表
[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

〔(1)～(7) 同左〕

(8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロによる。

〔(9)～(22) 同左〕

〔2～5 同左〕

〔第3～第5 同左〕

別紙様式第11号の2（第143条関係）

（日本工業規格A4）

年度中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕日本における中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

日本における代表者 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの日

本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

第1 [略]

第2 年度中（年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表
[表略]

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(7) 略]

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロによる。

[(9)～(22) 略]

[2～5 略]

[第3～第5 略]

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

（日本工業規格A 4）

年度 [年 月 日から
年 月 日まで] 日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

日本における代表者 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの日

本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2 年度中（年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表
[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

[(1)～(7) 同左]

(8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロによる。

[(9)～(22) 同左]

[2～5 同左]

[第3～第5 同左]

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

（日本工業規格A 4）

年度 [年 月 日から
年 月 日まで] 日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

日本における代表者 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの日
本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

[第1・第2 略]

第3 年度（年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表

[表略]

（記載上の注意）

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(7) 略]

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロによる。

[(9)～(25) 略]

[2～6 略]

[第4～第6 略]

別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係） （日本工業規格A4）

年度 [年 月 日から 年 月 日まで] 日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

印

年 月 日から 年 月 日までの日

本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

日本における代表者 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの日
本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

[第1・第2 同左]

第3 年度（年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表

[同左]

（記載上の注意）

- 1 [同左]

[(1)～(7) 同左]

(8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロによる。

[(9)～(25) 同左]

[2～6 同左]

[第4～第6 同左]

別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係） （日本工業規格A4）

年度 [年 月 日から 年 月 日まで] 日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

印

年 月 日から 年 月 日までの日

本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

[第1・第2 略]

第3

年度（年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表

[表略]

（記載上の注意）

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(7) 略]

- (8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロによる。

[(9)～(25) 略]

[2～6 略]

[第4～第6 略]

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本工業規格A4）

年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から

年 月 日までの業務及び財産

の状況を次のとおり報告します。

目

次 [略]

第1 [略]

第2 中間連結財務諸表

1 [略]

[第1・第2 同左]

第3

年度（年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表

[同左]

（記載上の注意）

- 1 [同左]

[(1)～(7) 同左]

- (8) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロによる。

[(9)～(25) 同左]

[2～6 同左]

[第4～第6 同左]

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本工業規格A4）

年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から

年 月 日までの業務及び財産

の状況を次のとおり報告します。

目

次 [同左]

第1 [同左]

第2 中間連結財務諸表

1 [同左]

2 中間連結貸借対照表

年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(5) 略]

(6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、規則第210条の10の2第1項第4号ロ）による。

[(7)~(20) 略]

[3~7 略]

[3~5 略]

第3 [略]

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（日本工業規格A4）

年度〔 年 月 日から
年 月 日まで〕業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

印

年 月 日から

年 月 日までの業務及び財産

の状況を次のとおり報告します。

目

次 [略]

第1 [略]

2 中間連結貸借対照表

年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

[(1)~(5) 同左]

(6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロによる。

[(7)~(20) 同左]

[3~7 同左]

[3~5 同左]

第3 [同左]

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（日本工業規格A4）

年度〔 年 月 日から
年 月 日まで〕業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

印

年 月 日から

年 月 日までの業務及び財産

の状況を次のとおり報告します。

目

次 [同左]

第1 [同左]

第2 連結財務諸表

1 [略]

2 連結貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

[表略]

（記載上の注意）

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(5) 略]

(6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、規則第210条の10の2第1項第4号ロ）による。

[(7)～(23) 略]

[3～8 略]

[3～5 略]

第3 [略]

別紙様式第16号の24（第211条の81第1項関係）（日本工業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

印

年 月 日から

年 月 日

までの業務及び財産の状況

を次のとおり報告します。

第2 連結財務諸表

1 [同左]

2 連結貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

2 [同左]

[(1)～(5) 同左]

(6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロによる。

[(7)～(23) 同左]

[3～8 同左]

[3～5 同左]

第3 [同左]

別紙様式第16号の24（第211条の81第1項関係）（日本工業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

印

年 月 日から

年 月 日

までの業務及び財産の状況

を次のとおり報告します。

目 次 [略]

第1 [略]

第2 中間連結財務諸表

1 [略]

2 中間連結貸借対照表

年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

[表略]

（記載上の注意）

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(5) 略〕

(6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、同令第211条の82第1項第4号ロ）による。

〔(7)～(16) 略〕

〔3～8 略〕

〔3～5 略〕

別紙様式第16号の25（第211条の81第2項関係） （日本工業規格A4）

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕業務報告書

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名 印

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2 中間連結財務諸表

1 [同左]

2 中間連結貸借対照表

年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

2 [同左]

〔(1)～(5) 同左〕

(6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。

〔(7)～(16) 同左〕

〔3～8 同左〕

〔3～5 同左〕

別紙様式第16号の25（第211条の81第2項関係） （日本工業規格A4）

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕業務報告書

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産
の状況を次のとおり報告します。

目 次 [略]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

1 [略]

2 連結貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

[表略]

（記載上の注意）

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(5) 略]

(6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、同令第211条の82第1項第4号ロ）による。

[(7)～(19) 略]

[3～9 略]

[3～5 略]

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産
の状況を次のとおり報告します。

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2 連結財務諸表

1 [同左]

2 連結貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

2 [同左]

[(1)～(5) 同左]

(6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。

[(7)～(19) 同左]

[3～9 同左]

[3～5 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。